

賃金改定についてのシミュレーション

法人回答書を基に、現在基本給 200,000 円支給されているとしてシミュレーションしています。

※特別調整手当以外の諸手当は加味せず省略しています。

特別調整手当・・・本来 4.0 ヶ月分の賞与のうち 1.5 ヶ月分を賞与相当分として各月単位で支給
基本給 × 1.5 ÷ 12 ヶ月 = 特別調整手当額となります

○特別調整手当が支給されている方

基本給	特別調整手当	合計／月	合計／年	賞与（2.5 ヶ月分）	年収
200,000 円	25,000 円	225,000 円	2,700,000 円	500,000 円	3,200,000 円

○特別調整手当が支給されていない方

基本給	特別調整手当	合計／月	合計／年	賞与（4 ヶ月分）	年収
200,000 円	—	200,000 円	2,400,000 円	800,000 円	3,200,000 円

○特別調整手当を廃止し、基本給に組み込んだ場合

基本給	特別調整手当	合計／月	合計／年	賞与（2.5 ヶ月分）	年収
225,000 円	—	225,000 円	2,700,000 円	562,500 円	3,262,500 円

※特別調整手当が支給されていない方については、「基本給」×1.125 の額が基本給になり、賞与は 4 ヶ月から 2.5 ヶ月へ変更となるという話ですので、上記表と同様の考え方になります。

3,262,500 円－3,200,000 円＝62,500 円（年あたり増加分）

62,500 円÷14.5 ヶ月（12 ヶ月＋賞与 2.5 ヶ月）＝約 4,310 円（月あたり賃上げ額）

法人回答書（2 ページ）と少し開きがあるのではないかという結果です。実際は給料表に照らし合わせ、「金額の近い上位の級の額が基本給になる」ということですので、このシミュレーションより多少増える可能性があります。